

地域生活支援センターすたあと 平成29年度 事業計画書

1. 基本方針

『どんなに重い障害を持っていても誰と取り替えることもできない、個性的な自己実現をしているのです。人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害をもった人達も、立派な生産者であることを認め合い、人々が共にくらししていける社会をつくろうということなのです』

社会福祉法人童里夢の基本理念・基本方針を基軸に、一人ひとりと寄り添い（「思い」や「願い」を大切に）、利用者の地域生活の安定・安心と自立（自律）のための支援の提供と共に、地域との結びつき、関係機関とのネットワークを生かした福祉サービスの提供に努める。

“すたあと”のテーマ、大切にすること・・・『再すたあと』（変化・行動・前進）

1. 「気が付いたら発信（実行）」

後回しにしない、全てのパフォーマンスに責任とスピード感を持つ

2. 「いいね、いきたいね、“すたあと”」

利用者の笑顔を大切にした支援 気持ちゆとりを持ち、遊び心も・・・

3. 「コミュニケーション」・・・笑顔と思いやりを大切にする

感謝の気持ち／謙虚な態度／思いやり

2. 事業運営

“すたあと”のおこなう余暇、生活支援、宿泊支援、相談支援等、障害のある方及びその家族の生活全体を支える支援は、地域からの期待も大きく、一番伸びしろがあり法人事業の中心となる可能性を秘めている。

利用対象者は児童から成人まで障害種別も幅広く、個別ニーズも多様である。また知的障害児者に限らず、身体障害、重症心身障害児者の受入れもおこなっている。障害のある方の地域生活を支える拠点として、関係機関等と連携・協力しての事業運営に当たりながら、現状の重点課題を整理して事業運営体制の再構築を通して、すたあとの安定的運営を可能とする礎をつくる。

各スタッフの努力もあり利用者から頼りにされ、支援力も評価される反面、事業運営において曖昧さ、調整力・マネジメント等の不足から繰り返しの厳しい指摘も受けており、課題も山積している。現状、人出不足から支援体制を整えることができず、全ての事業において利用希望に答えている状況にはない。また、短期入所事業（単独型短期入所事業所として利用希望は多い）に支えられている事業基盤は、特定の職員に過重な負担を掛けており、事業形態、支援体制を含めた事業の組立ての抜本的な見直しが必要な状況にある。慢性的な人出不足は当事業所に限らない社会的、構造的な問題であるが、安定した事業運営（ニーズに答える支援体制づくり）の解を見つけなければ事業の継続が危うい危機的状況にあることを認識しなければならない。

安定した事業の運営を通して、利用者に安心と安全を届けることが必須となる。そのためには、職員全体での問題意識の共有、支援体制づくりをすすめ、現状に安堵、満足することなく社会の変化に合わせ変わり続ける必要がある。あらためて、事業の安定した運営・継続・発展させるために変化しながら、前進する。

あらためて、今までの事業展開・運営を振り返り、短所を改善し長所を生かしさらに伸ばすこと、利用者に真摯に向き合うサービスの提供に努め、全スタッフのベクトルを合わせて平成30年度に向けての再スタートを切る。

(1) 障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他

生活、余暇支援を含む生活全般への福祉サービスの提供し、相談等に対応する。全てのサービスにおいて、利用者主体、エンパワメントの視点からの支援の組立て、サービスの提供に努める。

1. 居宅介護（家事援助 身体介護）

自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に渡る援助をおこなう。

2. 短期入所

自宅で介護をおこなっている方が病気などの理由により介護をおこなうことができない場合に障害のある方に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護をおこなう。また介護者にとってのレスパイトサービス（休息）、また、家庭から離れた生活体験をする場所としての役割も担う。

3. 行動援護

行動に著しい困難を有する障害のある方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助をおこなう。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスをおこない、障害のある方の社会参加と地域生活を支援する。

4. 相談支援

自立した日常生活、社会生活を営むために、相談、情報提供、福祉サービスの利用調整のために必要な支援・援助をおこなう。サービス等利用計画書の作成をおこない、行政、医療、その他関係機関等と協力・連携して支援をおこなう。

5. 移動支援 ※地域生活支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援をおこなう。

6. 日中一時支援 ※地域生活支援事業

障害者（児）の日中における活動を確保し、障害者（児）の家族の就労支援、及び家族の一時的な休息を目的とする。

7. 福祉有償運送 ※その他（公益事業）

十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人等が営利とは認められない範囲の対価によりおこなう個別輸送サービスを提供する。

(2) 地域活動

事業所を社会資源のひとつと位置付け、地域交流事業をはじめ、ボランティアの受入れ等も積極的におこなう。

地域に向けたイベント等の企画、マザーズサロン等を通して、フォーマル、インフォーマルの区別なく地域に開かれた事業所、包括的な支援ができる事業所づくりを目指す。

3. 重点課題

1. 運営基盤・体制の強化（運営・管理体制、支援体制）

業務分掌の見直しと共に、事業全体の整理（検証・評価）をおこない、平成30年度に向けて運営体制を再構築する。

事業所連絡会、管理者会議で課題を含め情報共有しながら相互協力体制を整える。また、他事業所、関係機関との協力、連携して福祉サービスの提供に努め事業所としての責任を果たす。

2. 平成30年度に向けて運営体制の見直し、整理、改変

中・長期的視点から各事業を俯瞰し、優先順位と活用できる資源（ソフト、ハード共）を明らかにして、あるべき姿を明確にする。その中で事業の取捨選択（拡大・縮小・休止）、再編成に向けた準備をすすめる。支援力の向上を継続課題としてサービスの質の改善・向上に事業所全体で取り組みながら、安定、且つ継続可能な運営体制の構築を目指す。

各事業の見直しと共に、“すたあと”“ばあとなあ”の事業統合についても検討し、「あるべき姿」を見出し、具体的に準備をすすめる。

3. 人材確保 人材育成／支援力の向上

あらゆる手段を使い人材を確保することで、利用者ニーズに最大限答えることのできる支援体制を整える。支援者一人ひとりの技術・能力を最大限生かせるように、利用者ニーズに合わせてマッチングを図る。

計画的な諸研修への参加により、支援者一人ひとりのスキルを高め、復命書、研修報告等を通して有益な情報を事業所全体で共有する。

4. 施設整備

今年度、施設整備（国庫補助事業）として、スプリンクラーの設置工事を計画し、一部建物内の分部改修（防災機器類の設置、既存建物の建築基準法への適合のための改修工事）もおこなう予定である。

ソフト、ハード両面、利用者、支援者双方の視点からより良い環境づくりに努める。また民間団体の助成金を活用しての福祉車両等の購入を見込む。

4. 利用者支援

利用者一人ひとりの夢、思いを受け止め、「自立（律）に向けた支援」を基本として、利用者の能力を引き出す支援（エンパワメントアプローチ）を実践する。

支援目標・課題等の進捗状況を確認・評価して、支援者間で一体的、連続した支援を通して、利用者（家族）との信頼関係づくり、地域社会との関わりも大切にしながら、広く将来を見据えた支援の組立てをおこなう。

生活全体に関わる課題・問題等に対して、行政、関係機関、他事業所との連携・協力、ネットワークを生かして誠実に対応する。

1. 日常生活の基盤を支える支援

2. 社会参加、自己実現のための支援

3. 育成・訓練ニーズに対する支援

4. 地域での生活の質の向上

5. 環境整備

利用者、支援者双方にとり快適な空間づくり、障害特性、安全・安心面からも配慮した環境づくりをおこない、支援者、支援内容も利用者には大きな影響を与える環境要因と捉える。ハード面に限らず、各事業による最適な活動プログラムを作成することでソフト面の充実も図る。

「トヨタ式の片付け」を活用して無駄を無くし、事業所内で手法を定着させることで業務の効率化を図る。

1. 計画的な建物管理（補修・修繕）
2. 事業所周りの除草・緑化、駐車場まわり
3. 共有スペース、事務室、トイレ、浴室等を常時、整理・整頓・清潔に保つこと
4. 公用車管理 車両清掃（内外）

6. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練・学習を実施する。併せて大規模災害時等において、要援護者を支援できる体制を整えるべく準備もすすめる。

また、防災委員会への参加を通しての情報収集、BCPの推進に協力する。災害時に利用者を保護することを目的とし、利用者、及び支援者に対して各種訓練・教育をおこない災害（防災）に対する意識を高めることで、ソフト、ハード両面から防災対策の拡充を図る。

消防設備の設備と共に家具の固定等も必要に応じておこなう。

1. 防災学習 年2回（9月・12月）※ヘルパー会議時
2. 防災自主点検 月1回
3. 防災・安全備品、食料等の保存・管理

7. 職員研修

支援者には職務に必要な知識、技術等を常に向上させることが求められている。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識、技術等を「OJT（職場内における教育・指導）」「OFFJT（業務外の教育）」を通して指導・育成を図る。

1. 事業所外研修 県社協・福祉協会等の実施する研修への参加
2. 事業所内研修 法人全体研修（6・9・12・3月）
計画的なプログラム研修 初級研修 一般研修
虐待防止研修
3. 職域研修 指定研修、及び職員希望により考慮
4. 自己啓発研修 指定研修、及び職員希望により考慮
資格取得のバックアップ

8. 苦情解決

法人の苦情解決規程に則り、事業所が提供するサービスに関する利用者等からの苦情を解決するための体制を整える。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての意識を高める。また事業所内に苦情ボックスの設置、アンケートの実施、相談日等の設定から、利用者からの声、苦情等に迅速に対応できるしくみ体制を整える。